

第三十七号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年六月十二日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として区規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

イ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第十三条第八項第五号中「公共職業安定所」の下に「、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の一項を加える。

14 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規

定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「イ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要と認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）とす

る。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第八項第五号の改正規定及び付則第四項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の江戸川区職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(第十三条第八項第五号の規定を除く。)及び次項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第十三条第七項(第二号に係る部分に限り、新条例附則第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した江戸川区職員の退職手当に関する条例第二条に規定する職員をいう。次項において同じ。)であつて江戸川区職員の退職手当に関する条例第十三条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。

4 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号。以下「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十三条第八項（第五号に係る部分に限り、江戸川区職員の退職手当に関する条例第十三条第九項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成三十年一月一日以後である場合について適用する。

（説明）

雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の改正により失業等給付の給付内容等が変更されたことに伴い、失業者の退職手当に関する規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。